

農業生産工程管理(GAP)について

平成24年1月

生産局農産部技術普及課

農林水産省

農業生産工程管理（GAP）とは

1 農業生産工程管理（GAP）とは

機関・団体	GAPの定義
国連食糧 農業機関 (FAO)	(仮訳)GAPとは、農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取組みであり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらすものである。
農林水産省 ガイドライ ン	農業生産工程管理(GAP：Good Agricultural Practice)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

2 G A P 導入・実践の流れ

① 合意形成・体制作り



② (Plan) 農場利用計画・点検項目の作成



③ (Do) 実践・記録



④ (Check) 点検・評価



⑤ (Action) 改善



3 点検項目のイメージ

<野菜>

準備

堆肥等の有機物の施用による土づくりを行いましたか

用水の水源は何か知っていますか

育苗

種子証明書・購入伝票を保管していますか

農薬は、栽培マニュアルや農薬ラベルに記載されている薬剤、使用量を守って使用しましたか

栽培管理

肥料又は液肥は、施肥基準に基づいて施用しましたか

収穫・調製・出荷

収穫コンテナの洗浄等収穫物の病原性微生物等による汚染予防対策を行いましたか

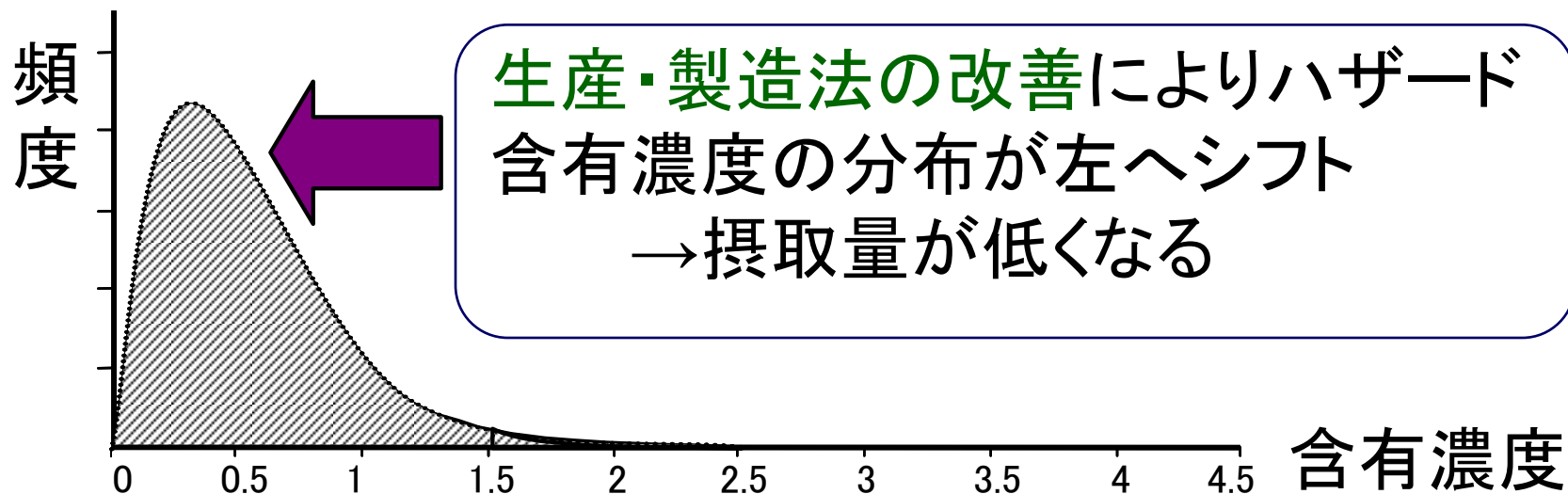
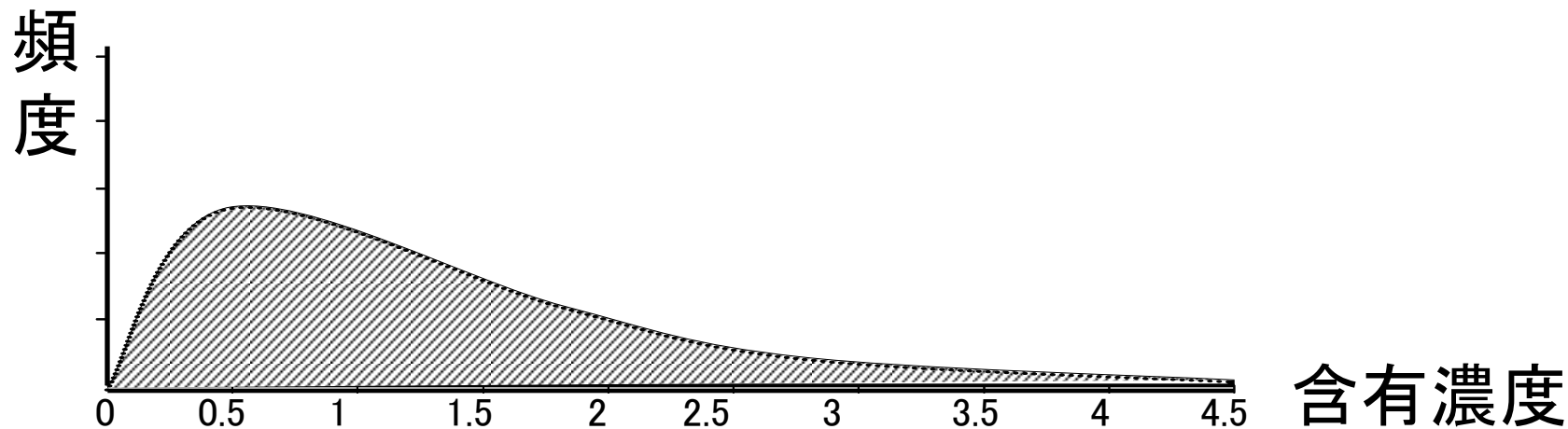
機械作業の際の作業服は袖や裾が締まるものを着用しましたか

生産

出荷

食料・農業・農村基本計画(平成22年3月策定)

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や食品の安全性を向上させる



4 導入のメリット

食品の安全性向上
(例) 農産物の病原微生物等
による汚染の低減

労働安全の確保
(例) 農作業中の事故の回避

品質の向上

競争力の強化

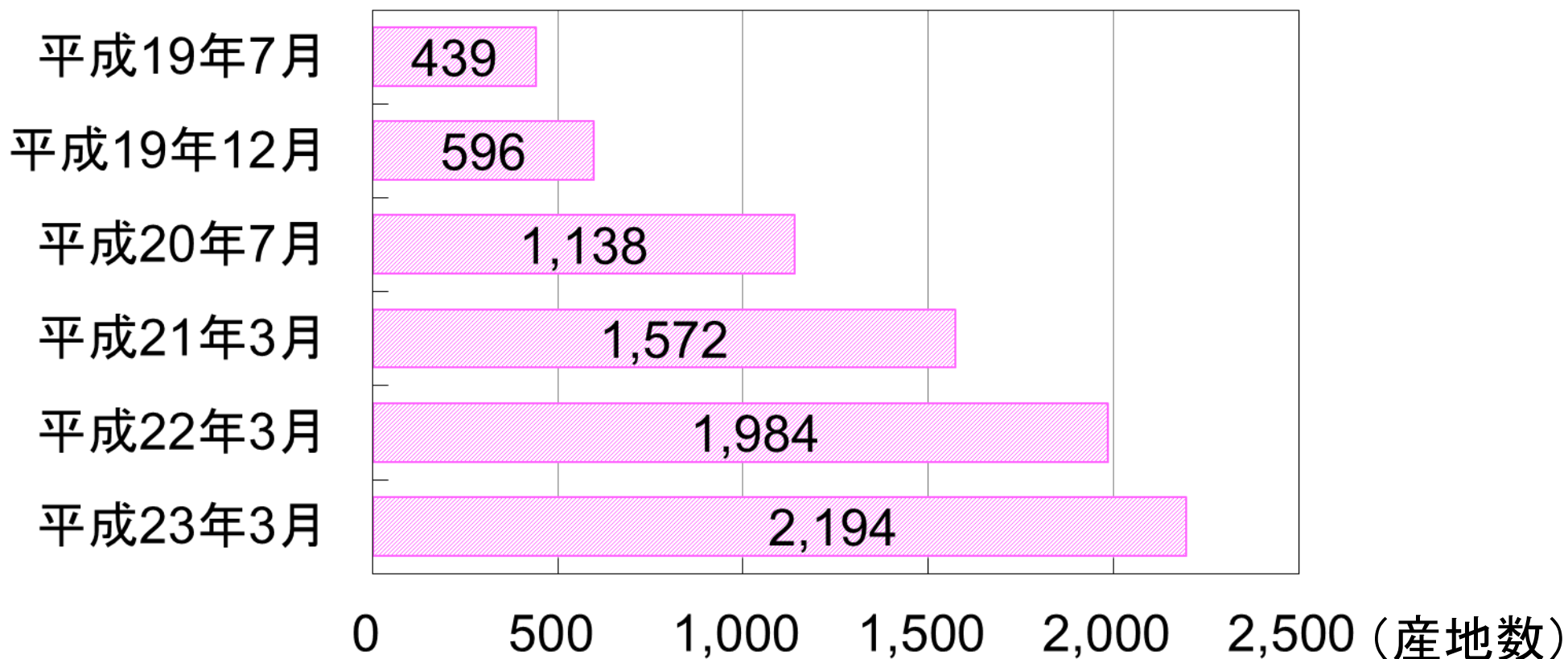
環境の保全
(例) 農薬や肥料による環境
負荷の低減

農業経営の改善や効率化

消費者や実需者の信頼確保
(例) 関係者との情報・意見
の交換に活用

5 産地での導入状況

① 導入産地数の推移



農林水産省調べ(平成23年3月末現在)

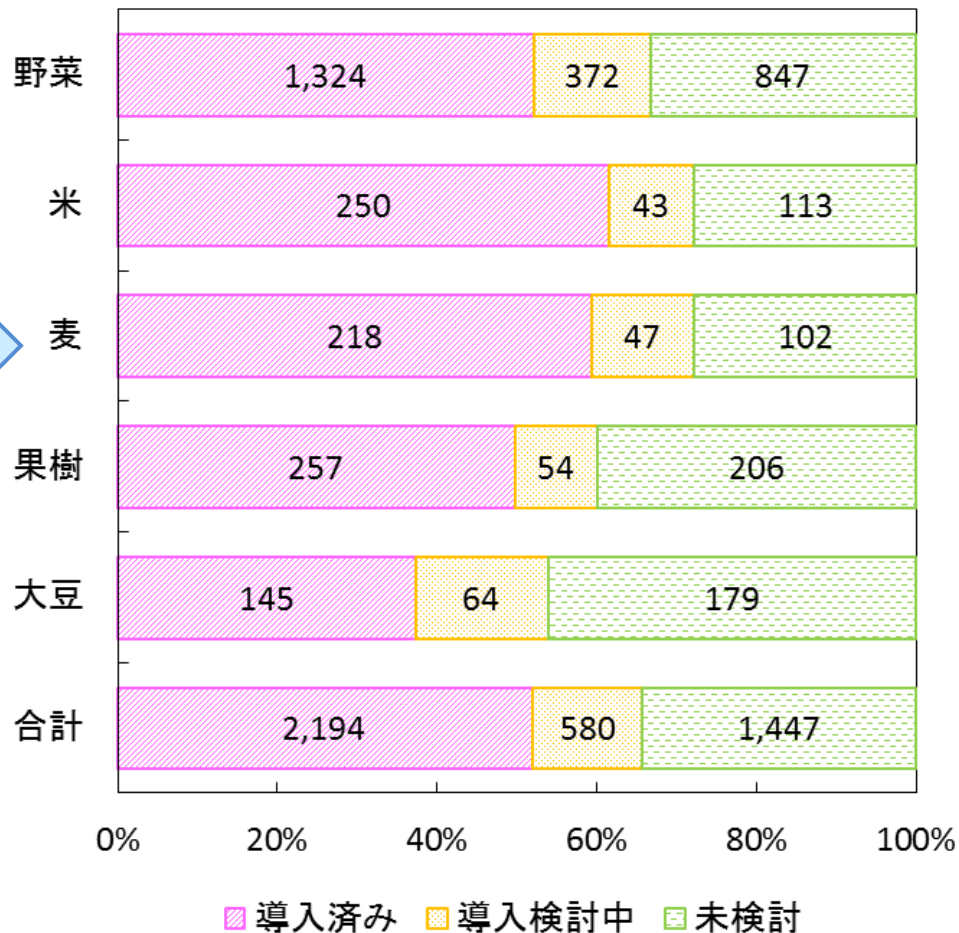
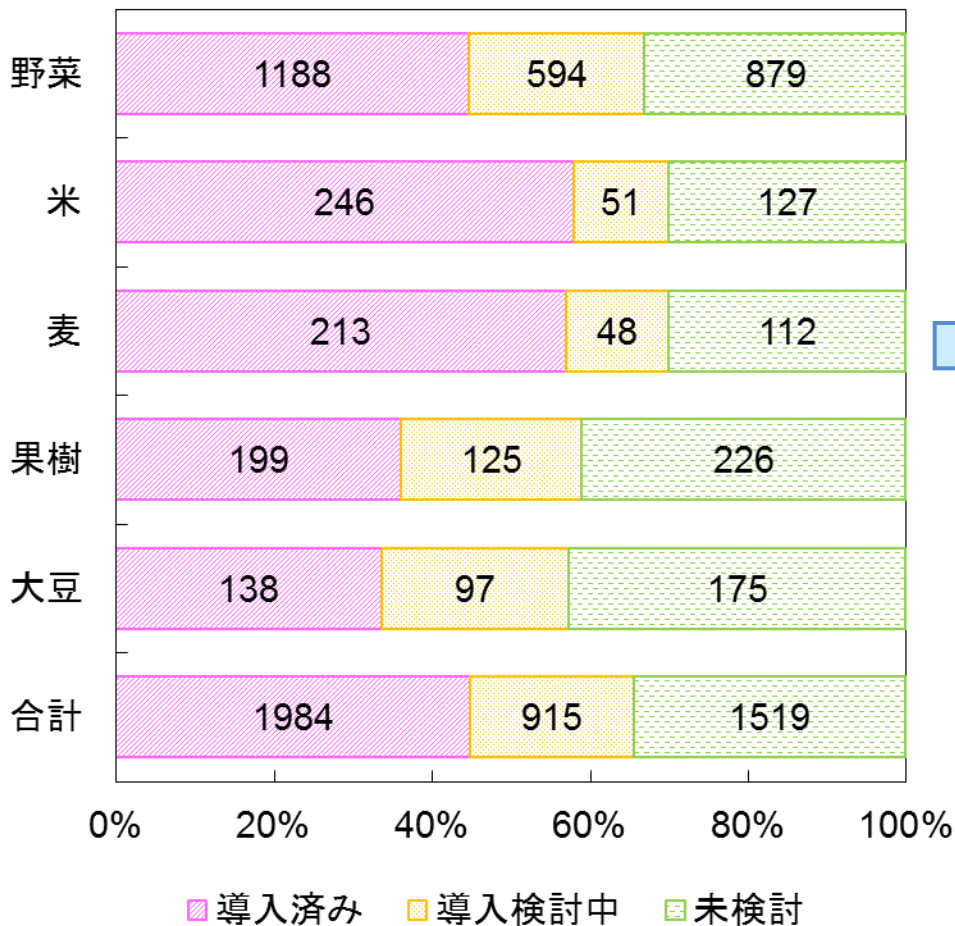
調査対象は野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地等。平成23年3月の結果は福島県を除く。

② 品目別の導入状況

平成22年3月時点

平成23年3月時点

(福島県を除く)

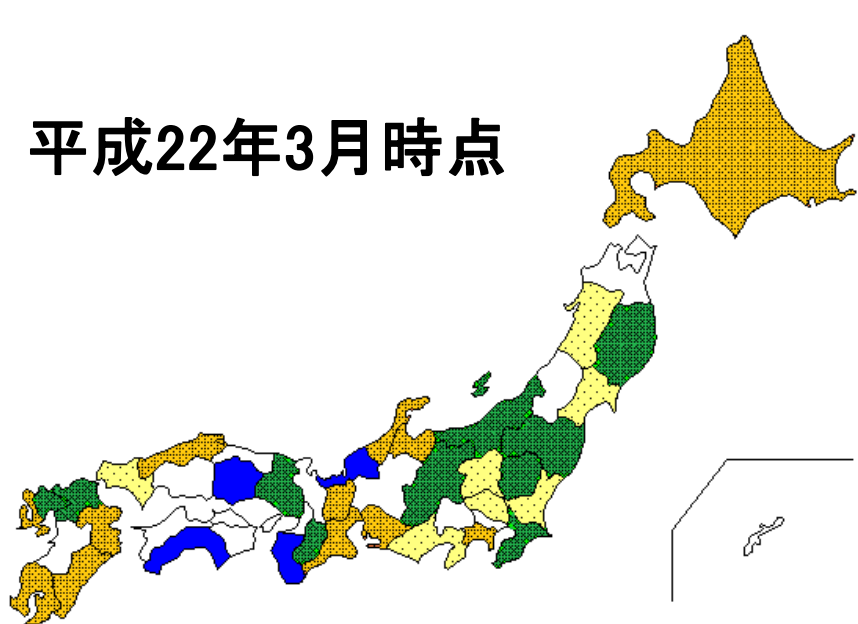


(グラフの内の数値は産地数)

農林水産省調べ(平成23年3月末現在)

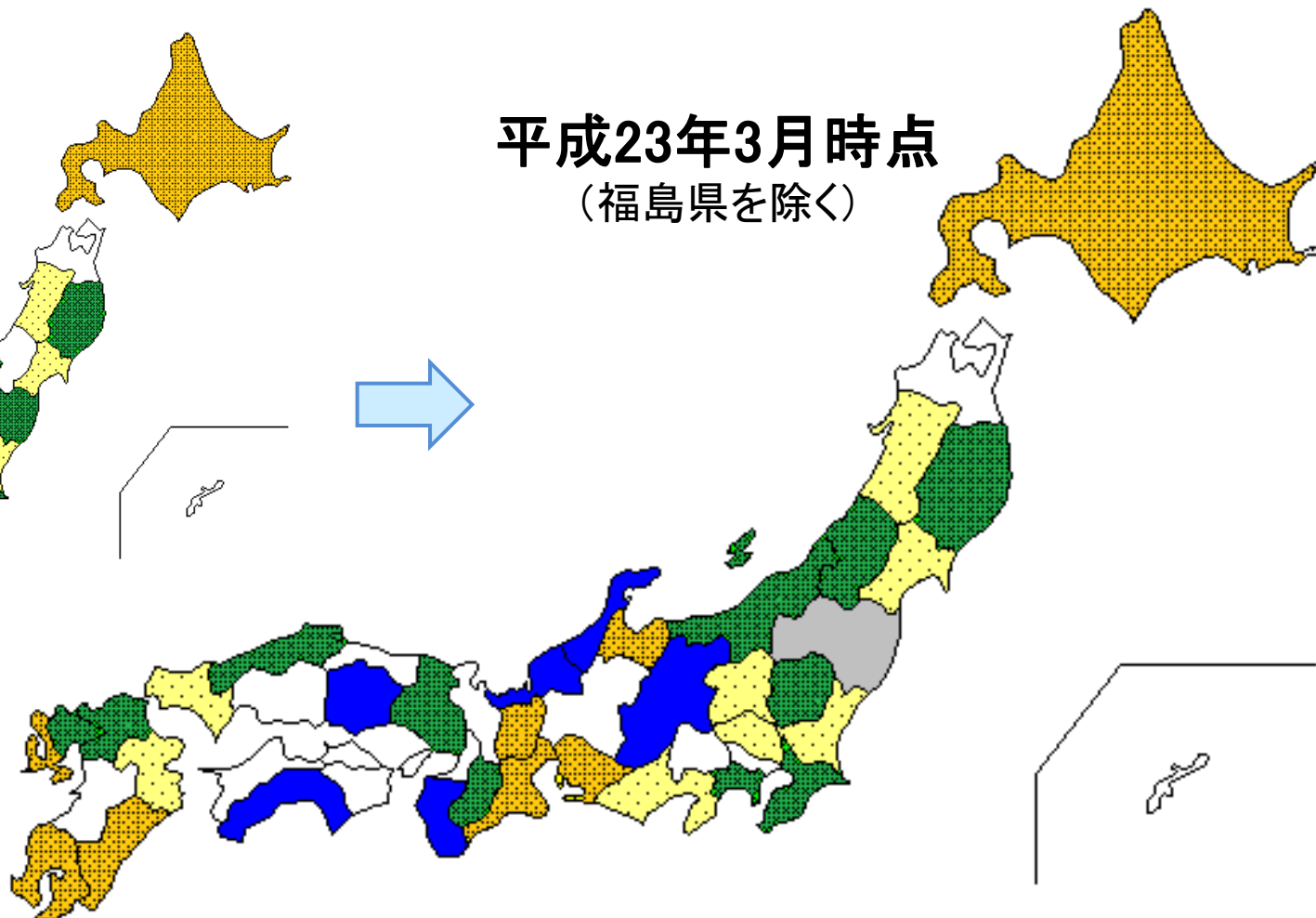
③ 都道府県におけるGAPの導入状況

平成22年3月時点



平成23年3月時点

(福島県を除く)



【凡例】導入割合 ※

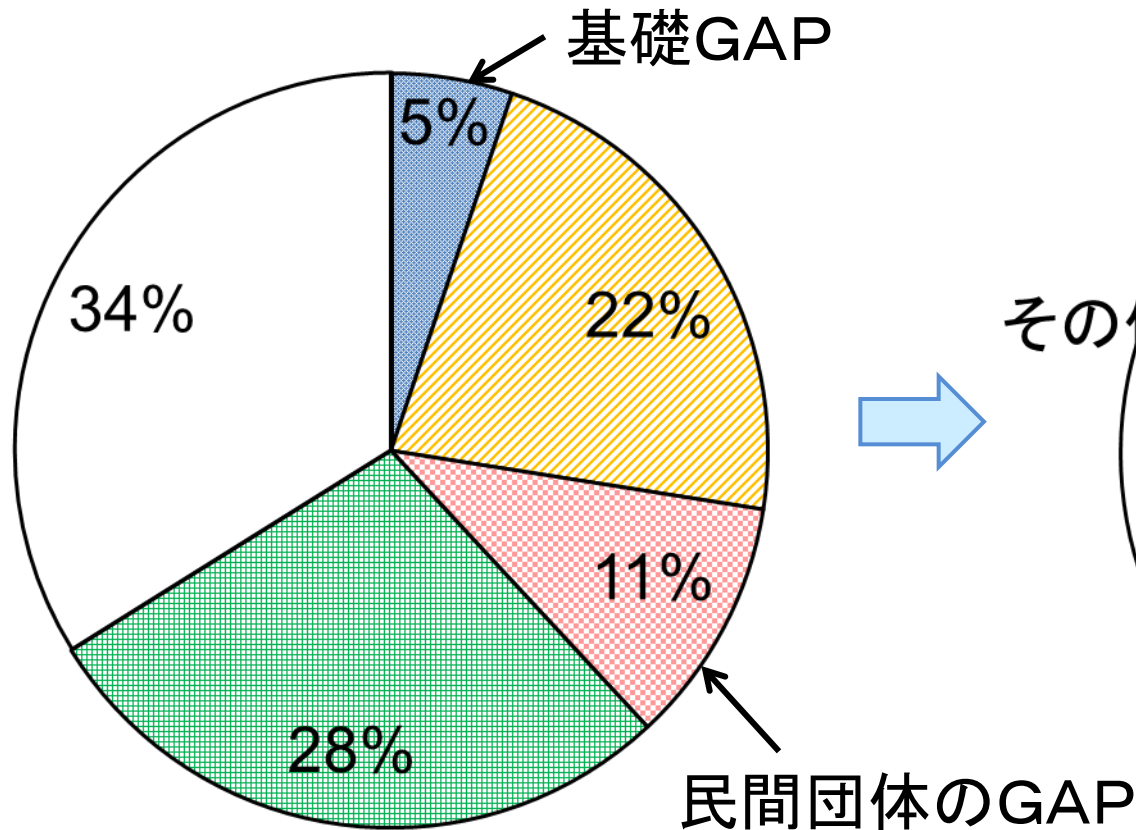
- 20%未満
- 20%～ 40%未満
- 40%～ 60%未満
- 60%～ 80%未満
- 80%以上

※調査対象産地数のうち
GAPを導入済みの産地の割合

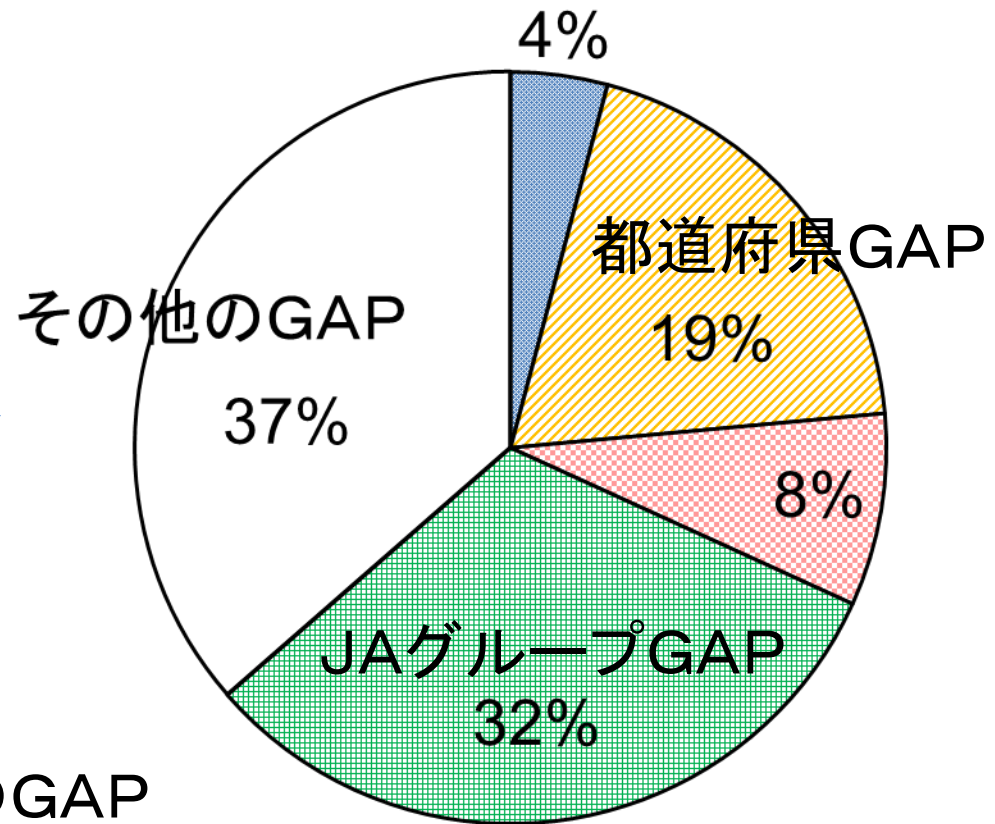
農林水産省調べ(平成23年3月末現在)

④ 内訳(GAPの種類別)

平成22年3月時点



平成23年3月時点
(福島県を除く)



⑤ ガイドライン^(※1)に則したGAP導入産地数

平成23年3月時点(福島県を除く)

	ガイドラインに則した GAP導入産地数	GAP導入産地数 に占める割合
野菜	182	14%
米	29	12%
麦	12	6%
3品目計	223	12%

(※1) 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン。

(※2) 調査対象は、野菜、米、麦のGAP導入産地。

6 国内で推進されている様々なGAP

	項目数	食品安全				環境保全					労働安全		その他
		農薬・肥料	重金属・病原微生物・化学物質	異物	その他	水・土壌の保全	廃棄物処理・利用	エネルギーの節減	生物の多様性	その他	作業者の安全	従業員の福祉	
基礎GAP	20	8	3	-	7	1	1	3	-	-	1	-	1
A県	50	38	5	-	23	2	2	1	-	-	6	-	4
団体B	130	52	26	10	17	10	3	1	3	4	12	7	13

(注) 1つの項目に2つ以上の内容が含まれているものについては、それぞれの内容毎に数を積み上げている。

(※項目数(概算)と内訳の合計は一致しない。)

農林水産省調べ、平成20年7月時点

7 産地における点検の状況

産地数

うちGAP導入済み産地

点検方法別の内訳(※)

		点検方法別の内訳(※)					
			自己点検のみ	内部点検	2者点検	3者点検	未定
22年3月	4,418	1,984	993 (50%)	826 (42%)	157 (8%)	150 (8%)	93 (5%)
23年3月 (福島県を除く)	4,221	2,194	826 (38%)	983 (45%)	338 (15%)	417 (19%)	54 (2%)

※ 点検方法のうち内部点検、2者点検、3者点検の実施産地には、重複も含む。

農林水産省調べ(平成23年3月末現在)

8 都道府県版GAPにおけるガイドライン^(※1)の活用状況

	都道府県数
ガイドラインに則した都道府県版GAP策定済み ^(※2)	10
ガイドラインに則した都道府県版GAP策定検討中	14
うち23年度中	10
ガイドラインに則したGAP策定予定なし	20
うち都道府県版GAPあり	6
うち都道府県版GAPなし	14
未定	2
計(福島県を除く)	46

(※1) 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン。

(※2) 1品目以上でガイドラインに則した都道府県版GAPを策定している場合に計上。
農林水産省調べ(平成23年3月末現在)

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン

1 食料・農業・農村基本計画におけるGAPの記述 (平成22年3月)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給に関する施策

- (1) 食の安全と消費者の信頼確保
- ② フードチェーンにおける取組の拡大
- ア 生産段階における取組

農業生産工程管理（GAP）については、生産者の主体的な取組が進んだが、いまだ産地の導入は限定的な状況にとどまっている。また、国内に様々なGAPが存在するとともに、科学的知見や消費者・実需者ニーズを踏まえた取組への対応も十分に進んでいない状況にある。

このような実態を踏まえ、食品安全に加え、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象とする高度な取組内容を含むGAPの推進は、消費者・生産者双方がメリットを享受できるものと考えられることから、その共通基盤づくりを進めるとともに、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進する。

2 我が国の食と農林漁業の再生基本方針・行動計画 におけるGAPの記述（平成23年10月）

【戦略2】競争力・体質強化～6次産業化・成長産業化、流通効率化～
「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味を再構築する。

(1) 農林漁業の高付加価値化

③環境保全型農業、「農業生産工程管理（GAP）」、危害分析・重要管理点（HACCP）など品質等を客観的に評価できる取組を拡大する。

●「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針 （平成23年12月）

II. 戦略ごとの取組方針

【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化

3. 日本農業の持ち味の再構築（品質等を客観的に評価できる取組の拡大）

国産農産物の信頼の確保、選好度の向上に資するよう、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月策定）に則した取組について産地への導入を推進するとともに、平成27年度までに農業生産工程管理の導入産地を3,000（現在の主要産地数約4,400）に拡大する。

3 共通基盤の必要性

- 国内に様々な内容のGAPが存在し、農業者・産地の負担が懸念される状況にあることから、共通の基盤の整備が必要。
- 科学的知見に基づき農産物の安全性向上のため有効な取組を生産者が確実に実施できるようにすることが必要。
- 食品安全のみでなく環境保全や労働安全の様に幅広い分野を対象として取り組むことが必要。



高度な取組内容を含むGAPの共通基盤に関するガイドラインを策定

- 22年4月策定：米、野菜、麦を対象に策定
- 23年3月改定：他の作物及び林産物を対象に追加
- 23年6月改定：野菜の病原微生物汚染低減に関する指針の策定に伴う野菜・果樹に係る取組事項の一部改定
- 23年8月改定：コメ中のカドミウム濃度低減に関する指針の策定に伴う米に係る関係法令の一部改定

- **我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を共通基盤として明確化**
- ・ 個々の法令等に定められている取組をパッケージとしてとりまとめ

4 ガイドラインの構成

- 食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化
作物独自に適用される法令指針等の有無、作物独自の生産工程の有無を踏まえて、以下の①～⑨の作物毎に取組事項を整理
 - ①野菜 ②米 ③麦 ④果樹 ⑤茶 ⑥飼料作物
 - ⑦その他の作物(食用:大豆等) ⑧その他の作物(非食用:花等) ⑨きのこ
- 作物毎の取組事項は以下の構成となっている

工程管理の内容

○ 食品安全

ほ場環境の確認と衛生管理 農薬使用時の表示内容の確認 作業者等の衛生管理(野菜・果樹)
かび毒(DON・NIV)汚染の低減対策(麦) かび毒(パツリン)汚染の低減対策(果樹)
荒茶加工時の衛生管理(茶) 収穫・調製時の異物混入の防止対策 等

○ 環境保全

病害虫が発生しにくい環境づくり 都道府県の施肥基準等に即した施肥 堆肥等の有機物の施用
堆肥中の外来雑草種子の殺滅 廃棄物の適正な処理 有害鳥獣による被害防止対策 等

○ 労働安全

危険な作業等の把握 機械等の安全装備等の確認 農薬・燃料等の適切な管理 等

○ 全般

知的財産の保護・活用 登録品種の種苗の適切な使用 情報の記録・保管 等

工程管理の手法の実践

- ① 点検項目の策定(Plan)
 - ② 農作業の実施、記録・保存(Do)
 - ③ 点検(Check)
 - ④ 改善が必要な部分の把握・見直し(Action)
- (産地の責任者による内部点検等の客観的な点検の仕組みを付加)

【参考】

食品安全、環境保全、労働安全等「**主な目的**」ごとに整理

特に実践を奨励すべき**取組事項**を記載

取組事項に**関連する法令等**を記載(法令等の内容は参考資料集にとりまとめ)

作物毎に**改定の日付**を明示

ガイドラインにおける取組事項(野菜)

(添2)

<平成23年6月30日版>

1 食品安全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
ほ場環境の確認と衛生管理	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) 「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」(平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知) コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> 農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用後の十分な洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬使用の確認し、表示内容を守って農薬を使用	<ul style="list-style-type: none"> 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	5	農薬散布時に周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) 「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
水の使用	6	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施(特に、野菜の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)

法令上の義務の場合はその旨明記

5 具体的項目（例：野菜①）

	区 分	取組事項(概要)
食 品 安 全	ほ場環境の確認と衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止
	農薬の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止 ・農薬の使用の都度、表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用 ・農薬散布時の周辺作物への影響の回避 等
	水の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する水源の確認と汚染が分かった場合の改善策の実施
	肥料・培養液の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用 ・養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施
	作業等者の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者の衛生管理 ・手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理
	機械・施設・容器等の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具等の衛生的な保管、取扱、洗浄 ・調製・出荷施設等の適切な内部構造の確保と衛生管理 ・安全で清潔な包装容器の使用 等
	収穫以降の農産物の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施 ・収穫・調製・選別時の異物混入の防止対策の実施

青字は、23年6月改定で変更された取組事項。

6 具体的項目（野菜②）

	区 分	取組事項(概要)
環境保全	農薬による環境負荷の低減対策	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用残が発生しないように必要な量だけ散布液を調製 ・病害虫が発生しにくい環境づくり ・農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施 等
	肥料による環境負荷の低減対策	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断の結果を踏まえた施肥や都道府県の施肥基準等に則した施用 ・外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化された堆肥の使用
	土壌の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理 ・土壌の侵食を軽減する対策の実施
	廃棄物の適正な処理・利用	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理 ・農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避 ・作物残さ等の有機物のリサイクルの実施
	エネルギーの節減対策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減
	特定外来生物の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ・セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する許可取得及び適切な飼養管理
	有害鳥獣による被害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施

赤字は、23年3月改定で追加された取組事項。

7 具体的項目（野菜③）

	区 分	取組事項(概要)
労働安全	危険作業等の把握	・農業生産活動における危険な作業等の把握
	農作業従事者の制限	・機械作業や高所作業等の危険を伴う作業の従事者などに対する制限
	服装及び保護具の着用等	・安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管
	作業環境への対応	・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施
	機械等の導入・点検・整備・管理	・機械等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理
	機械等の利用	・機械等の適正な使用
	農薬・燃料等の管理	・農薬、燃料等の適切な管理
	事故後の備え	・事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入

8 具体的項目（野菜④）

	区 分	取組事項(概要)
全 般	技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用 ・登録品種の種苗の適切な使用
	情報の記録・保管	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の位置、面積等に係る記録の作成・保存 ・農薬、肥料の使用に関する記録・保存 ・種子・苗、堆肥、肥料、農薬等の購入伝票の保存 ・農作物の出荷に関する内容の記録の保存
	生産工程管理の実施	<p>以下の手順による生産工程管理の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用
	記録の保存期間	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の出荷に関する記録は1～3年間(流通実態に応じて設定) ・その他の記録は取引先等からの求めに対応するために必要な期間

9

具体的項目 米（抜粋）

	区 分	取組事項(概要)
食品 安全	カドミウム濃度の低減対策	・過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認
	収穫以降の農産物の管理	・米穀の清潔で衛生的な取扱い
環境 保全	肥料による環境負荷の低減対策	・水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施
労働 安全	施設の管理・運営体制の整備	・施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化
全 般	情報の記録・保管	・米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存
	特定の米穀についての保管・処理	・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管 ・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分
	記録の保存期間	・米穀等の取引等に関する記録については原則3年間

麦（抜粋）

	区 分	取組事項(概要)
食品 安全	かび毒(DON・NIV)汚染の低減対策	・麦類のDON・NIV汚染低減対策の実施
	収穫以降の農産物の管理	・麦の清潔で衛生的な取扱い
労働 安全	施設の管理・運営体制の整備	・施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化

10 具体的項目 果樹（抜粋）

	区 分	取組事項(概要)
食品 安全	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策	・りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策の実施

茶（抜粋）

	区 分	取組事項(概要)
食品 安全	収穫以降の農産物の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者の衛生管理の実施 ・荒茶加工施設における衛生的な水の使用 ・手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施 ・収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄 ・荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理
全 般	ボイラー使用時の登録・主任の設置	・ボイラーの設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置
	情報の記録・保管	・ボイラーの定期自主検査の記録の保存
	記録の保存期間	・ボイラーの自主点検の記録については3年間

1 1

具体的項目 飼料作物（抜粋）

	区 分	取組事項(概要)
食品 安全	農薬の使用	・飼料用稲の場合、関連通知で定める農薬の種類、使用方法を守って農薬を使用
	草地等の適正管理	・飼料中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成 ・有毒植物の除去、隔離 ・規格又は基準に合わない飼料添加物の使用禁止 ・好气的変敗による変質・かびの発生や異物混入の防止のための飼料の適切な調製
	収穫・調整後の飼料の管理	・飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合の適切な対応
環境 保全	肥料による環境負荷の低減対策	・飼料用稲について、水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施
労働 安全	施設の管理・運営体制の整備	・施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化
全 般	飼料製造業者等の届け出	・飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届け出
	飼料製造管理者の設置	・製造の方法の基準が定められた飼料を販売を目的として製造する場合の飼料製造管理者の設置
	情報の記録・保存	・飼料の製造に関する記録、保存
	特定の米穀についての保管・処理	・飼料用米を製造する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管 ・飼料用米を製造する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分
	記録の保存期間	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条に係る帳簿については8年間 ・米穀等の取引等に関する記録については原則3年間

1 2 具体的項目 きのこ（抜粋）

	区 分	取組事項(概要)
食 品 安 全	(菌床栽培の場合) 培地への水の使用	・菌床栽培の場合、培地に使用する水の確認
	(菌床栽培の場合) 菌床資材の使用	・菌床栽培の場合、菌床資材、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱
	(菌床栽培の場合) 機械・施設・容器等 の衛生管理	・菌床栽培の場合、培地調整、種菌接種等の衛生的な実施 ・菌床栽培の場合、菌床容器等の適切な保管 ・菌床栽培の場合、施設の温度・湿度等の環境条件の適切な管理
	乾燥加工時の管理	・作業者の衛生管理の実施 ・乾燥加工施設における衛生的な水の使用 ・手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施 ・収穫・運搬・乾燥に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄 ・乾燥加工施設。貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理
全 般	ボイラー及び圧力容 器使用時の登録・主 任の設置	・ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置
	情報の記録・保管	・ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存
	記録の保存期間	・菌床栽培における菌床資材、工程別作業の記録については3年間 ・ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録については3年間

1 3 留意点

- 今後、関連法令等の制定・改正等があった際は、必要に応じて見直す予定。
- 各実施主体は、ガイドラインの内容を確保しつつ、新たな内容の付加など、地域や実施主体の実情に応じ、取組内容を発展させることも可能。
- 農業者団体と個々の農業者が役割を分担して取り組むことも可能。

G A P の普及に向けて

1 G A P の推進に係る政策目標

食料・農業・農村基本計画

産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進

政策目標

平成27年度までに

- ・ G A P 導入産地 3,000産地
- ・ ガイドラインに則した G A P 導入産地 1,600産地

2 G A P 関連予算（平成24年度概算決定）

消費・安全対策交付金
産地活性化総合対策事業
東日本大震災農業生産対策交付金

ポイント

- 食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するため、高度な取組内容を含むG A Pの普及を推進（産地の取組の支援、指導者の育成）
- G A Pの実践により、産地の収益性の向上を図る取組を推進（GAP導入の体制・施設整備、データベース構築 等）
- 津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応したG A Pの導入を支援。

(1) 都道府県の取組への支援

【消費・安全対策交付金、交付率：定額(1/2、10/10)】

「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」に則したGAPの普及推進の取組を支援します。

事業対象：都道府県、農業協同組合連合会等

都道府県における
推進方針の検討

GAPの普及

産地への指導

普及指導員の養成

- ・検討会等の開催
- ・調査、実証
- ・普及マニュアルの策定
- ・産地のリーダー等を対象とした研修の実施
- ・産地への指導、助言
- ・新たな専門知識、技術習得のための研修



17都県(※)向け

【東日本大震災農業生産対策交付金、交付率：定額】

津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害(塩害、放射性物質等)に対応した高度なGAPの導入(放射性物質に関する対策技術研修を含む)を支援します。

事業対象：都県、農業協同組合連合会等

(※)青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県(津波被災県及び原子力災害対策本部が求める検査対象自治体)

(2) 産地の取組への支援

【消費・安全対策交付金、交付率：定額(1/2、10/10)】

【産地活性化総合対策事業、補助率：1/2、1/3、10/10】

ガイドラインに則したGAPの導入を支援します。

事業対象：市町村、3戸以上の生産者で組織される団体、協議会

生産者の理解促進

産地での導入

産地の収益力向上を
目指す協議会への支
援

- ・研修会の開催
- ・推進会議の開催
- ・危害要因の分析、実証 等
- ・GAPのチェックリストの作成、実証
- ・GAPの取組を支援するソフトウェアの活用
- ・GAPの実施に必要な産地基幹施設・分析機器等の整備



17都県(※)向け

【東日本大震災農業生産対策交付金、交付率：定額】

津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害(塩害、放射性物質等)に対応した高度なGAPの導入を支援します。

事業対象：市町村、3戸以上の生産者で組織される団体

(※)青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県(津波被災県及び原子力災害対策本部が求める検査対象自治体)

この他、全国規模での情報提供の取組を実施

・データベース構築により、各地域におけるGAPの取組を支援する情報を提供

(3) 産地における導入状況の調査

- 都道府県の協力を得て、毎年、導入状況の調査を実施。
今年度は、新たに、ガイドラインに則したGAPの導入状況、都道府県版GAPにおけるガイドラインの活用状況を調査。

(4) 普及啓発資料の作成

- GAPの理解を促進するための農業者向け普及啓発パンフレットを作成・配布。

農業生産工程管理 (GAP) をやってみよう

近年注目されている農業生産工程管理 (GAP: キャップ) について紹介します

最初に、以下の質問に答えてみてください

- 食品安全について
あなたが出荷した農作物が残留農薬の基準違反となっ
あなたの農業経営はどうなりますか？
- 農作業安全について
あなたが農作業中に事故を起こして働けなくなると、
田舎はどうなりますか？
- 環境保全について
あなたが使った農薬や肥料が河川や地下水が汚染され
たら、子どもたちの世代はどのように思うと思います

次の

資料を配布

出荷停止や農作業事故等を起こさないための対策をルールとして定め、点検し、改善することが重要です。これがGAP®です。

みんなの問題を話し合う

ルールを作るだけでなく、各農家が理解する必要がある

ルールに従って農作業し、記録を残しましょう

＜農業者のルール例＞
・ GAPの内容に基づき標準・追加した農薬の使用
・ 農薬が十分に目録
・ 保護者の着用

産地のみんなが取り組まないと、事故が起こる危険が漂ってしまいます

農業者団体と個々の農業者間で役割を分担して、農薬の危険を軽減しよう

ルールが守れたか点検しましょう

普及啓発員などの人にも相談してもらうと、提案しやすくなる

毎の管理の仕方とか、記録で覚えていけるといいかも多いね

できなかったところや失敗したところは、改善しよう

ポイント 産地の合意形成が重要です

GAPの取組を有効なものとするためには、各農家が導入の目的と必要性を理解してから取り組むことが重要です。目的が明確でない取り組みても大きな効果は得られず、取組が長続きしません。

※農業生産工程管理 (GAP: Good Agricultural Practice)とは、農業生産活動を行う上で必要な標準的な内容に則して定められる各種項目に沿って、農業生産活動の全工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

パンフレットのデータについては以下のURLからダウンロード出来ます。
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_torikumi/try.html

(5) GAP 取組支援データベース

○ 全国の産地でGAPの導入ノウハウを容易に入手できるように、データベースを構築。(「先進的総合生産工程管理体制構築事業」により作成。)

【データベースの内容】

実践情報:

- ・産地におけるGAPの理解・合意形成から導入する際の体制作りと進め方、PDCAサイクルによるGAPの実践について情報提供。
- ・点検の際の参考となるよう、ガイドラインの取組事項別「良い例・望ましい例」、「悪い例・望ましくない例」を写真画像を使って分かり易く説明。

基礎情報:

- ・各関連機関、団体等が提供する情報を整理し、統合的に提供。



URL: <http://www.nnavi.org/gap/index.htm>

(6) 導入促進に向けた技術開発

○ 生産工程管理における記録や確認作業の負担軽減、精度の向上を図るシステムを開発。(「新たな農林水産政策を推進する実用化技術開発事業」により開発。)

課題名: GAP導入促進のための経営支援ナビゲーションシステムの開発
中核機関名: 国立大学法人九州大学